

平成22年生駒市教育委員会第4回定例会会議録

1 日 時 平成22年4月30日(金) 午後3時～午後3時35分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

(1) 臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について)

(2) 臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市人権教育推進会議規程を廃止する訓令の制定について)

(3) 臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市立学校歯科医の委嘱について)

(4) 臨時代理につき承認を求めることについて

(生駒市社会教育委員の委嘱について)

(5) 生駒市教科用図書選定委員会の設置について

4 出席委員

委員長 中井 公人

委員(委員長職務代理者) 村田 浩子

委員 平本 重次

教育長 早川 英雄

5 事務局職員出席者

教育総務部長 大津輪 幹夫

生涯学習部長

長田 二郎

教育総務課長 峯島 妙

教育指導課長

井上 廣

学校給食センター所長 平尾 嘉宏

生涯学習課長

西野 敦

施設管理課長(中央公民館長兼務) 上 埜 秀 樹

芸術会館長 長嶋 美穂

南コミュニティセンター館長

中井 啓雄

北コミュニティセンター館長 吉岡 治彦

図書会館長

生田 敏史

スポーツ振興課長 中井 宏

教育総務課長補佐

吉岡 秀高

教育指導課長補佐 伊東 英治

生涯学習課長補佐

今野 敏夫

図書会館副会館長 向田 真理子

教育総務課(書記)

楠下 崇子

6 傍聴者 なし

午後3時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成22年生駒市教育委員会第4回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第1、前回及び前々回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午後3時から午後5時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第4回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後3時から午後5時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第3、諸般報告です。  
5月の行事予定について、教育総務課、峯島課長、お願いします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、西野課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第4、報告第6号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について）を議題といたします。
教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：日程第4、報告第6号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について）、ご説明いたします。議案書1ページから3ページと資料1-1と1-2の新旧対照表をご覧ください。

本件につきましては、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2号の規定により、臨時代理いたしましたので、ご報告するものです。

内容といたしましては、平成22年4月1日付けの機構改革により中央公民館、北コミュニティセンター、南コミュニティセンターが施設管理課の課内室に変更されたことに伴う条文整理と、事務決裁の専決区分に関し、事務の効率化を図るため施設長及び主幹に係る専決範囲を拡大するものでございます。

専決区分の改正について、具体的には第11条の2第1号で、主幹の専決事項に「予定価格150万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関する事」を新たに加え、また、施設長の専決事項については、第12条第6号で「所管に係る支出命令等に関する事」と、第7号で「100万円未満の主幹の専決事項と同様の事項に関する事」を新たに加えるとともに、第9号で「専決できる支出負担行為の経費を需用費の一部に限定していたことをすべての経費に拡大」するものです。

施行は、平成22年4月1日からということで、生駒市事務専決規程と同日となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

〈 異議なし 〉

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第6号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市教育委員会事務局事務決裁規則及び生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について）は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、報告第7号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市人権教育推進会議規程を廃止する訓令の制定について）を議題といたします。

教育総務部、大津輪部長、お願いします。

○大津輪部長：日程第5、報告第7号、臨時代理につき承認を求めることについて（生

駒市人権教育推進会議規程を廃止する訓令の制定について)、ご説明申し上げます。議案書4ページと、資料2として生駒市人権教育推進会議規程を添付しておりますので、ご参照ください。

生駒市人権教育推進会議規程を廃止する訓令の制定については、教育委員会を召集するいとまがなかったため、臨時代理としましたので、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2号の規定により平成22年4月1日に臨時に代理したから、これを報告し承認を求めるものでございます。

本規程は、本市における人権教育を推進し、市民に対する人権意識の向上をはかるべく、生駒市人権教育推進会議という会議を設置するために、平成14年4月に定められた訓令でございますが、3月定例会で議決いただきました人権教育課の廃止統合に伴いまして、今回この推進会議を廃止するために訓令を定めるものでございます。施行日は、平成22年4月1日となっております。

よろしく願い申し上げます。

○中井委員長：ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、皆様からご質問等ございませんか。

それでは、報告のとおり了承いたすことにご異議ございませんか。

〈 異議なし 〉

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、報告第7号、臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市人権教育推進会議規程を廃止する訓令の制定について)は、報告のとおり了承することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、報告第8号、臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市立学校歯科医の委嘱について)を議題といたします。

教育総務課、峯島課長、お願いします。

○峯島課長：それでは、ただいま議題となっております、日程第6、報告第8号、臨時代理につき承認を求めることについて(生駒市立学校歯科医の委嘱について)、ご説明申し上げます。

本件につきましては、鹿ノ台中学校の学校歯科医の高木正男様のご逝去されたことに伴い、歯科医師会から変更の申し出がありましたので、4月1日付けで小椋成起様に委嘱することにつきまして、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2号の規定により臨時代理いたしましたので、ご報告するものでございます。

なお、今回の委嘱任期につきましては、前任者の残任期間の平成23年3月31日まででございます。ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、報告第8号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市立学校歯科医の委嘱について）は、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第7、報告第9号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）を議題といたします。

生涯学習課、西野課長、お願いいたします。

○西野課長：それでは、日程第7、報告第9号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）、ご説明申し上げます。

議案書6ページと資料4をお願いいたします。

これにつきましては、過日、生駒市の校園長会の役員改選がございましたので、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第5条第2項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

内容といたしましては、生駒市校園長会からご推薦いただきました、生駒中学校長の樋口幸雄様に社会教育委員を委嘱したものであり、任期につきましては、前任者の残任期間でございます、平成24年3月25日まででございます。

以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、日程第7、報告第9号、臨時代理につき承認を求めることについて（生駒市社会教育委員の委嘱について）は、報告のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第8、議案第11号、生駒市教科用図書選定委員会の設置についてを議題といたします。

教育指導課、井上課長、お願いいたします。

○井上課長：日程第8、議案第11号、生駒市教科用図書選定委員会の設置について、ご説明申し上げます。議案書7ページと資料5をご覧ください。

本件につきましては、平成23年度使用小学校教科用図書の採択にあたりまして、生駒市教科用図書選定委員会の設置をお願いするものでございます。

教科用図書（教科書）の採択と申しますのは、学校で使用する教科書を決定することでごさいます、その権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に基づいております。これにより、生駒市立学校で使用する教科書の採択権限は、生駒市教育委員会にあります。

本年は、平成23年度から平成26年度にかけて、小学校で使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、教育委員会の諮問に依りて必要な事項を調査審議いたします、生駒市教科用図書選定委員会の設置をお願いするものでございます。

なお、今回の教科用図書の内容につきましては、新学習指導要領に基づいて全面改訂されたものでありまして、各教科・種目ごとに調査委員会を設置し、内容について精査して調査報告書を作成する予定でございます。

また、選定委員の委嘱につきましては、設置要綱に定めております組織構成に基づき選任してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第8、議案第11号、生駒市教科用図書選定委員会の設置につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：本日の議題は以上でございますが、ほかに連絡事項等ございませんか。

○生田会館長：図書会館からご報告いたします。

ブックリストについては、平成17年3月に策定いたしました生駒市子ども読書活動推進計画のひとつの施策といたしまして、多くの子どもたちに読書に親しんでもらうことを目的に、これまで対象年齢の異なる4種類のブックリストを発行してまいりました。

このたび、中学生向けのブックリストとして「中学生本よもよもガイド」を発行いたしました。このリストには、図書館司書が中学生に推薦する読み物等、146タイトル、216点を収めております。今後は、5月19日に市内の各中学校にお届けし、学校を通して中学生に配布してまいります。

なお希望者の方には、5月1日から図書館、分館、図書室で配布いたします。また、掲載図書の学校等への団体貸出しも実施しており、各図書館に特集コーナーも設けてお

ります。以上でございます。

○中井委員長：ありがとうございます。これまでもそれぞれの年代に応じて立派なリストが出来上がっていますが、今回の中学生を対象にしたリストも良いものになったと思います。これを見るだけで、本を読みたいという気持ちになります。

委員の皆様は、いかがですか。

○村田委員：小学校の育友会だよりで、同じようなことに取り組んだことがあるのですが、本を選定したり、推薦文を書いたり、とても大変な作業だったと記憶しています。

このような立派な本ができて、子どもたちも本に興味を持ち、本を読みたいと思ってくれるのではないのでしょうか。

作業に取り組まれた中でご苦労されたことや、良かったと感じたことなど、感想があればお聞かせください。

○向田副会館長：過分なおことば、ありがとうございます。これまでに0歳から2歳児、3歳児以上の絵本、小学校1年生から3年生、同じく4年生から6年生の読み物と、既に4冊発行しておりまして、読むお子様に応じたものをとということで、こまめに作ってまいりました。そして今回の中学生を対象にしたリストが最後の1冊となります。

あれもこれも紹介したいと思う中で、まずどれを載せるかから始まりまして、紹介文章も対象年齢によって保護者向けに書いたり、中学生向けでしたら生徒さんが読んで興味を持ってもらえるような書き方にしたりと、いろいろ工夫してまいりました。

今までお配りしたリストを持って、お母さんと子どもさんが本を選んでいる姿を見ますととても嬉しいですし、また図書館に来て欲しいと感じます。5冊発刊できたので、お子さまの成長に合わせて、また子どもたち自身も新たな学年に上がった際に、リストを活用してもらい、本に触れる機会が増えればと思っております。なおリストに載っている本は、セットにして学校へ団体貸出ししています。

また図書館だけでは、なかなか広がりませんので、学校や育友会等にもご協力いただき、長く活用していただければと思っております。

○大津輪部長：読書活動の推進に関連して、教育総務部の取組みもご報告させていただきます。昨年度から、生駒・生駒台・鹿ノ台の3小学校に図書館司書を派遣しておりますが、今年度から生駒北・生駒東・俵口の3小学校を追加しまして、対象校を合計6小学校に拡大しております。

予定では来年度、小学校全校と可能であれば中学校へも派遣してまいりたいと考えております。

また、ブックリストの本の団体貸出しも、学校で活用していきたいと考えております。

○中井委員長：最近、若者の活字離れが心配されていますし、多くの本が出版されていて選択が難しいこともあると思いますので、本市の取組みはとても良いことだと思いま

す。

ブックリストを活用し、幼少期から本に親しみ、読書の楽しさを知ってもらえればと思います。

ほかにございませんか。

○中井課長：去る4月25日に、井出山屋内温水プールの竣工式典がありまして、教育委員の皆様にもご出席いただきました。

このプールの最大の魅力は水がきれいということです。2つの電解槽を備え、電極あたりで発生する活性酸素と電解次亜塩素酸で、細菌、結合酸素、有機物が分解・除去されるため、通常プール等に使われる塩素とは違い、髪を傷めることもありませんし、皮膚の弱い方にもご利用いただけます。電解次亜塩素酸は、水と塩の混合液を電気分解して生成したものです。

なお本施設は、コンセプトのひとつとして、これから増加する高齢者に対応する施設を掲げています。そのため、ジムには、一般のスポーツクラブにあるような、スポーツマンの筋力アップを目的にした機械ばかりではなく、高齢者や筋力のあまり無い方が、日常生活の中で必要な筋肉を鍛えるための機械を備えるとともに、障がい者の方が車椅子で使える機械も備えております。

また、スタジオもハードなプログラムばかりではなく、気軽に参加できるもので、有酸素運動をしながらストレス解消もできるようなものとなっております。

多くの方々にご利用いただきたいと思っておりますので、今後も機会を得て啓発に努めてまいりたいと考えております。ご協力お願いいたします。以上でございます。

○中井委員長：高齢者に対応した施設ということで、ジムやスタジオプログラムを工夫したということです。今後、会員の方を増やし、多くの方が気軽に楽しみながら、体力づくりができるような運営を期待しています。

また、スポーツに関することでは、この4月から体育協会が指定管理者となり市民体育館等の運営が始まっていますが、先日利用した際に、うまく機能しつつあると感じました。しかし、今年度からのことですので、必要に応じて市と体育協会が連携を図り、市民に混乱のないように努めてください。

ほかにございませんか。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

~~~~~

午後3時35分 閉会